特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の

設置の承認を受けるための措置

第１　添付図書等　　　　　　　　　　　　　　　　　（該当する□にレ印又は■を記入すること。）

　　　□　付近見取図　　□　配置図　　　　□　平面図　　□　立面図　　□　断面図

　　　□　矩計図　　　　□　内装図　　　　□　建具表　　□　住戸詳細図（配管・配線を含む）

　　　□　配管系統図　　□　配管平面図　　□　配管貫通部詳細図　　□　評定書の写し

　　　□　配線系統図　　□　配線平面図　　□　配線貫通部詳細図　　□　認定書の写し

　　　□　乾式壁の施工仕様書及び自主検査表　　□　委任状

　　　□　計算プログラム

第２　防火対象物の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | ㎡ | 構造及び階数 | 　　　　　造・地上　　階／地下　　階 |
| 建築面積 | ㎡ | 延べ面積 | ㎡ | 高さ | ｍ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階数 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 合計 |
| 収容人員(人) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第３　用語及び仕様書の構成

　１　用語

　　⑴　令とは，消防法施行令をいう。

　　⑵　規則とは，消防法施行規則をいう。

　　⑶　建基令とは，建築基準法施行令をいう。

　　⑷　１８８号通知とは，「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成１７年消防予第１８８号）をいう。

　　⑸　計算プログラムとは，

消防庁ホームページ（http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1901/pdf/190130jimu.pdf）に掲載されている１８８号通知に係る計算プログラムをいう。

　２　仕様書の構成

　　□　適用範囲（Ｐ２）―――令８区画――□　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―□　有

　　□　位置，構造及び設備（Ｐ２～Ｐ３）

　　□　光庭――□　無

　　　　　　　―□　有――□　光庭の判断基準（Ｐ４）

　　　　　　　　　　　　　　　　 　――□　特定光庭に該当　――□　特定光庭の防火措置（Ｐ５）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ―□　特定光庭に非該当

　　□　二方向避難の判断基準（Ｐ５）

　　□　開放型廊下・階段の判断基準（Ｐ５～Ｐ７）

　　□　設置義務のある消防用設備等及び省令適用事項（Ｐ８～Ｐ１１）

　　 ―――□　二方向避難・開放型特定共同住宅等

　　 ―――□　二方向避難型特定共同住宅等

　　 ―――□　開放型特定共同住宅等

　　 ―――□　その他の特定共同住宅等

第４　設置承認を受けるために講じる措置等

　１　適用範囲

　□⑴　令別表第１⑸項ロに掲げる用途として使用する。

　　　（令第８条の規定により，令別表第１⑸項ロに掲げる用途として使用するものも含む。）

　　　□　共同住宅　□　下宿　□　寄宿舎　□　その他（　　　　　　　）

　□⑵　他の用途に供する部分が存するため，令８区画する。

他の用途

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 階　　　別 | 令別表区分 | 用　　　途 | 床　面　積 | 収容人員 |
| 階 |  |  | ㎡ | 人 |
| 階 |  |  | ㎡ | 人 |
| 階 |  |  | ㎡ | 人 |

　□⑶　独立した用途がある。

　　□　独立した用途に供される部分の床面積は，（　　　　　　㎡＜３００㎡），かつ，全体の床面積の（　　　　　　％＜１０％）である。

　　□　住戸等（住戸，共用室及び管理人室に限る。以下同じ。）とみなし，床面積１５０㎡以内ごとに，

住戸等と同様の区画をする。

　２　特定共同住宅等の位置，構造及び設備

　□⑴　主要構造部は，耐火構造とする。

　□⑵　共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とする。

　□⑶　住戸等の床又は壁並びに当該床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部がアからウまでに適合する。

　　□ア　床又は壁は，耐火構造とする。

　　　□(ア)　区画の構造

　　　　□　鉄筋コンクリート造　　　　□　鉄骨鉄筋コンクリート造

　　　　□　壁式鉄筋コンクリート造　　□　壁式鉄筋プレキャストコンクリート造

　　　　□　軽量気泡コンクリート造　　□　補強コンクリートブロック造

　　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　）

　　　□(イ)　乾式壁を住戸等と住戸等の間の防火区画の壁に用いるので，次に掲げる施工管理等を確立する。

　　　　□ａ　施工方法は，乾式壁の製造者により作成された施工仕様書により明確である。

　　　　□ｂ　施工仕様書を，施工実施者に周知する。

　　　　□ｃ　現場責任者に乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者を選任するとともに，当該現場責任者に，施工実施者に対する現場での指揮・監督等を行わせる。

　　　　　　　乾式壁施工現場責任者氏名（　　　　　　　　　）

　　　　□ｄ　適正な施工を行うため，自主検査を実施し，その結果を保存する。

　　　　□ｅ　特定共同住宅等の施工全般に係る責任者が施工管理規程等を作成し，施工管理体制の整備を行う。

　　　　□ｆ　躯体との接合部の耐火処理については，徹底した施工管理を行う。

　　□イ　住戸等の外壁に面する開口部と当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間は，次の(ア)又は(イ)に適合する。

　　　□(ア)　外壁面から（　　　　　　ｍ≧０．５ｍ）突出した耐火構造のひさし等を設ける。

　　　　□　ひさし等の幅は，開口部の両端からそれぞれ（　　　　　　ｍ≧０．５ｍ）とする。

　　　□(イ)　住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が０．１５ｍ以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が０．０１㎡以下の換気口等を除く。）相互間の距離が，（　　　　　　ｍ≧０．９ｍ）であり，かつ，次のａ又はｂに適合する。

　　　　□ａ　上下に設けられた開口部（直径０．１５ｍ以下の換気口等及び相互間の距離が３．６ｍ以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸を設ける。

　　　　□ｂ　住戸等で発生した火災により，当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。

　　　　　□　立面図（検証する開口部の位置を明示する。）を添付する。

　　　　　□　計算プログラム（上階延焼の検証）又は計算書を添付する。

　　□ウ　住戸等と共用部分を区画する壁は，次による。

　　　□(ア)　開口部（ａからｃまでに掲げる換気口等を除く。）には，防火設備（主たる出入口に設けられるものにあっては，随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸を設ける。

　　　　□ａ　直径０．１５ｍ未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）

　　　　□ｂ　直径０．１５ｍ以上の換気口等であって，かつ，防火設備を設ける。

　　　　□ｃ　ａ及びｂに掲げるもののほか，直接外気に開放されていない共用部分に面し，かつ，防火設備が設けられている換気口等

　　　□(イ)　開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあっては，開口部の面積の合計が一の住戸等につき（　　　　　　㎡≦４㎡（共用室は８㎡））とし，かつ，一の開口部の面積は，（　　　　　　≦２㎡）とする。

　　□エ　床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は，次による。

　　　□(ア)　配管の用途は，給排水管，空調用冷温水管，ガス管，冷媒管，配電管その他これらに類するものである。

　　　□(イ)　配管等の呼び径は，２００ｍｍ以下である。

　　　□(ウ)　配管等を貫通させるために設ける開口部は，内部の断面積が直径３００ｍｍの円の面積以下である。

　　　□(エ)　配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に２以上設ける場合にあっては，配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は，当該開口部の最大直径（当該直径が２００ｍｍ以下の場合にあっては，２００ｍｍ）以上である。

　　　□(オ)　床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は，次のａ又ｂによるものである。

　　　　□ａ　配管は，建築基準法施行令第１２９条の２の５第１項第７号イ又はロに適合するものとし，かつ，当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋める。

　　　　□ｂ　別に告示で定めるところにより，床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配管の種類 | 材質 | 配管 | 施工方法（措置内容） |
| □　給排水管 |  | mm | □　建基令第１２９条の２の５第１項第７号イ□　建基令第１２９条の２の５第１項第７号ロ□（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　通気管 |  | mm | □　建基令第１２９条の２の５第１項第７号イ□　建基令第１２９条の２の５第１項第７号ロ□（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　空調用冷温水管 |  | mm | □（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　ガス管 |  | mm | □（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　冷媒管 |  | mm | □（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　配電管 |  | mm | □　建基令第１２９条の２の５第１項第７号イ□　建基令第１２９条の２の５第１項第７号ロ□（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　電気配線 |  | mm | □（認（評）定番号　　　　　　　） |
| □　空調ダクト |  | mm |  |

　　　□(カ)　配管等には，その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし，当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は，この限りでない。

　３　特定光庭の基準等

　□⑴　特定共同住宅等に光庭がある。

　　□ア　当該光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において，当該火災住戸等のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により，当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が（　　　　　　ｋＷ／㎡＜１０ｋＷ／㎡）である。

　　　□(ア)　受熱面と噴出火炎面の位置関係を示した平面図を添付する。

　　　□(イ)　計算プログラム（延焼安全性の検討）又は計算式を添付する。

　　□イ　アにより求めた値が１０ｋＷ／㎡以上である。

□⑵　特定共同住宅等に避難光庭がある。

　　□ア　火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が（　　　　　　ｋＷ／㎡＜３ｋＷ／㎡）である。

　　　□(ア)　受熱面と噴出火炎面の位置関係を示した平面図（高低差がある場合にあっては立面図も要）

を添付する。

　　　□(イ)　計算プログラム（避難安全性の検討）又は計算式を添付する。

　　□イ　避難光庭にあっては次による。

□(ア)　避難光庭の高さ（　　　　　　ｍ）を当該避難光庭の幅（　　　　　　ｍ）で除した値が

（　　　　　　＜２．５）である。

□(イ)　(イ)により求めた値が２．５以上の場合にあっては，火災住戸等のすべての開口部から噴出す

る煙層の温度が（　　　　　　Ｋ＜４Ｋ）である。

　　　□(ウ)　計算プログラム（避難安全性の検討）又は計算式を添付する。

　　□ウ　アにより求めた値が３ｋＷ／㎡以上，若しくはイ(ロ)により求めた値が４Ｋ以上である。

□⑶　特定共同住宅等に特定光庭が存するため，次の基準に適合させる。

　　□ア　廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合

　　　□(ア)　特定光庭に面する一の開口部の面積が（　　　　　　㎡≦２㎡）であり，かつ，一の住戸等の開口部の面積の合計が（　　　　　　㎡≦４㎡）である。ただし，当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合は，この限りでない。

　　　□(イ)　特定光庭の下端に設けられた開口部が，常時外気に開放され，かつ，当該開口部の有効断面積の合計が，特定光庭の水平投影面積の１／５０以上である。

　　□イ　特定光庭（アに定めるものを除く。）に面する開口部にあっては，次による。

　　　□(ア)　開口部には，防火設備であるはめごろし戸を設ける。ただし，次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（ｂの特定光庭に面するものにあっては，４階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあっては，この限りでない。

　　　　□ａ　特定光庭に面して階段（平成１４年消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭

　　　　□ｂ　その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が１㎡以上のものに限る。）が存する特定光庭

　　　□(イ)　異なる住戸等の開口部の相互間の距離

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 同一壁面 | 異なる壁面 |
| はめごろし戸である防火設備 | 水平　　　　　　≧０．９ｍ | 水平　　　　　　≧２．０ｍ |
| 垂直　　　　　　≧０．９ｍ | 垂直　　　　　　≧０．９ｍ |
| はめごろし戸である防火設備以外 | 水平　　　　　　≧１．５ｍ | 水平　　　　　　≧２．４ｍ |
| 垂直　　　　　　≧１．５ｍ | 垂直　　　　　　≧１．５ｍ |

　　　□(ウ)　一の開口部の面積が１㎡以下であり，かつ，一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が２㎡以下である。

　　□ウ　特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合の取扱い

　　　□(ア)　平成１４年消防庁告示第７号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に設置する。

　　　□(イ)　給湯湯沸設備等は，次に定める基準に適合している。

　　　　□ａ　ガスの消費量が，７０ｋＷ以下である。

　　　　□ｂ　一の住戸の用に供するものである。

　　　　□ｃ　密閉式で，バーナーが隠ぺいされている。

　　　　□ｄ　圧力調節器により，バーナーのガス圧が一定である。

　　　　□ｅ　過度に温度が上昇した場合において，自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えした場合等において安全を確保できる装置が設けられている。

　　　　□ｆ　特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は，当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋めること。

　　　　□ｇ　配管は，金属又はこれと同等以上の強度，耐食性及び耐熱性を有するものであること。

　４　二方向避難型特定共同住宅等

　□　二方向避難型特定共同住宅等は，次に定めるところによるものである。

　　□⑴　廊下型特定共同住宅等の階段室等は，廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している。

　　□⑵　住戸等の外気に面する部分に，バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」と

いう。）が，避難上有効に設けられている。

　　　□ア　当該バルコニーは，直接外気に開放されている。

　　　□イ　（□６０ｃｍ　□８０ｃｍ）以上の幅員を有している。

　　　□ウ　他の住戸等の避難上有効なバルコニー等又は階段室等に接続されている。

　　□⑶　バルコニー等に面する住戸等の外壁に，規則第４条の２の２に規定する避難上有効な開口部が設けられている。

　　□⑷　隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている。

　　　□ア　隔板等が容易に開放し，除去し，又は破壊することができる。

　　　　□　フレキシブル板　　（厚さ　　mm≦４mm）　□　軟骨板　　　　　 （厚さ　　mm≦４mm）

　　　　□　軟骨フレキシブル板（厚さ　　mm≦４mm）　□　平板　　　　　　 （厚さ　　mm≦５mm）

　　　　□　1.0Ｋケイカル板　 （厚さ　　mm≦５mm）　□　1.0ＣＫケイカル板（厚さ　　mm≦６mm）

　　　　□　0.8Ｋケイカル板　 （厚さ　　mm≦６mm）

　　　　□　その他これらと同等もの　（種類　　　　　　　　厚さ　　　　　　mm）

　　　□イ　仕切板に，直径６０cm以上の円が内接することができる大きさの破壊することができる部分がある。

　　　□ウ　隔板等に次に掲げる事項を表示する。

　　　　□(ｱ)　当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

　　　　□(イ)　当該隔板等を開放し，除去し，又は破壊する方法

　　　　□(ウ)　当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

　　□⑸　住戸等において火災が発生した場合に，当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が，当該階の住戸等から，少なくとも１以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができる。ただし，バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された　□金属製避難はしご　□救助袋）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は，この限りでない。

５　開放型特定共同住宅等

　□　開放型特定共同住宅等は，次に定めるところによるものであること。

　　□⑴　すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から１ｍ以上

離れている。

　　　□　離れていない場合にあっては，次のア又はイに適合する。

　　　　□ア　離れていない部分が廊下の端部を含み，当該離れていない部分の廊下の長さは，６メートル以下であり，かつ，当該部分の廊下幅員の４倍以下である。

　　　　□イ　離れていない部分を含む廊下全体を消火，避難その他の消防活動の支障になる高さ（床面からの高さ１．８ｍをいう。）まで煙が降下しない。

　　　　　□(ｱ)　計算プログラム（廊下の開放性の検証）又は計算式を添付する。

　　　　　□(ｲ)　平面図（付近詳細図）を添付する。

　　□⑵　すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していない。

　　□⑶　直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合にあっては，当該エントランスホール等が次に定める基準に適合する。

　　　□ア　避難階以外の階及び直接外気に開放されていないエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路がある。

　　　□イ　直接外気に開放されていないエントランスホール等は，避難階以外の階にわたらないものとすること。ただし，当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合（当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては，防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る。）にあっては，この限りでない。

　　□⑷　廊下は，次による。

　　　□ア　すべての階の廊下は次の(ｱ) 又は(イ)に適合する。

　　　　□(ｱ)　すべての階の廊下は，次のａからｄに適合する。

　　　　　□ａ　各階の外気に面する部分の面積（廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。）は，当該階

の見付面積の３分の１を超えている。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階　別 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 | 階 |
| 見付面積（Ａ） | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| Ａ×１／３ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 開放部分の面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |

　　　　　□ｂ　外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は，当該垂れ壁等の下端から天井まで

の高さは，（　　　　　　ｃｍ≦３０ｃｍ）である。

　　　　　□ｃ　手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは，（　　　　　　ｍ≧１ｍ）である。

　　　　　□ｄ　外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては，当該壁等の幅を

（　　　　　　ｍ≦２ｍ）とし，かつ，当該壁等相互間の距離を１ｍ以上とする。

　　　　□(ｲ)　特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に，当該住戸等の開口部から噴出する煙に

より，すべての階の廊下において，消火，避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面

からの高さ１．８ｍをいう。）まで煙が降下しない。

　　　　　□　計算プログラム（廊下の開放性の検証）又は計算式を添付する。

　　　　　□　平面図（付近詳細図）を添付する。

□イ　外気に面しない部分が存する場合にあっては，当該外気に面しない部分の長さは，

（　　　　　　ｍ≦６ｍ）であり，かつ，当該外気に面しない部分の幅員の（　　　　　　倍

≦４倍）である。

□ウ　住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に，周囲の４面が壁等により囲

まれている部分がない。

　□⑸　階段室等は，次による。

　　　□ア　階段室は，次の(ア)又は(イ)による。

　　　　□(ア)　平成１４年消防庁告示第７号に適合する開口部を有する。

　　　　□(イ)　特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に，当該住戸等の開口部から噴出する煙に

より，階段室等において，消火，避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高

さ１．８ｍをいう。）まで煙が降下しない。

　　　　　□　計算プログラム（廊下の開放性の検証）又は計算式を添付する。

　　　　　□　平面図（付近詳細図）を添付する。

　　　□イ　住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に，周囲の４面が壁等により

囲まれている部分がない。

６　特定共同住宅等の位置，構造及び設備並びに構造類型

□　本共同住宅は，特定共同住宅等に該当する。

□　本特定共同住宅等は，□　二方向避難型特定共同住宅等

　　　　　　　　　　　　□　開放型特定共同住宅等

　　　　　　　　　　　　□　二方向避難・開放型特定共同住宅等

　　　　　　　　　　　　□　その他の特定共同住宅等　　　　　　に該当する。

７　消防用設備等の設置等

　二方向避難型特定共同住宅等

|  |  |
| --- | --- |
| 通常用いられる消防用設備等 | 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置等 |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備　（１１階以上の階に設置されるものに限る。）□　スプリンクラー設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備□　自動火災報知設備□　非常警報設備□　避難器具□　連結送水管□　非常コンセント設備 | □　消火器具を規則第６条の規定に基づき設置する。□　住宅用消火器を住戸，共用室，管理人室ごとに設置する。□　消火器具を共用部分及び倉庫，機械室等に設置する。□　住宅用消火器を設置する住戸，共用室，管理人室に面する部分には消火器具を設置しない。 |
| □　屋内消火栓設備を１０階以下の階に設置する。□　すべての住戸，共用室，管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階には，屋内消火栓設備を設置しない。 |
| * 共同住宅用スプリンクラー設備を１１階以上に存する住戸，共用室及

び管理人室に設置する。 |
| □　共同住宅用自動火災報知設備を設置する。□　地階を除く階数が（　　　　　　≦５）□　住戸用自動火災報知設備を住戸等及び共用部分に設置する。□　住戸用自動火災報知設備を設置しない共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置する。* 共同住宅用スプリンクラー設備を設置している住戸，共用室及び管理

人室（有効範囲内の部分に限る。）には，共同住宅用(住戸用)自動火災報知設備を設置しない。 |
| □　令第２９条の規定に基づき設置する。□　放水口は，３階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |
| □　令第２９条の２の規定に基づき設置する。□　１１階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |

７　消防用設備等の設置等

　開放型特定共同住宅等

|  |  |
| --- | --- |
| 通常用いられる消防用設備等 | 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置等 |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備　□　スプリンクラー設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備□　自動火災報知設備□　非常警報設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識□　連結送水管□　非常コンセント設備 | □　消火器具を規則第６条の規定に基づき設置する。□　住宅用消火器を住戸，共用室，管理人室ごとに設置する。□　消火器具を共用部分及び倉庫，機械室等に設置する。□　住宅用消火器を設置する住戸，共用室，管理人室に面する部分には消火器具を設置しない。 |
| □　共同住宅用スプリンクラー設備を１１階以上に存する住戸，共用室及び管理人室に設置する。* 住戸，共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上

げを準不燃材料とし，かつ，共用室と共用室以外の部分を区画する壁に設けられる開口部に特定防火設備である防火戸を設けるため，１３階以下には共同住宅用スプリンクラー設備を設置しない。 |
| □　共同住宅用自動火災報知設備を設置する。□　地階を除く階数が（　　　　　　≦５）□　住戸用自動火災報知設備を住戸等及び共用部分に設置する。□　住戸用自動火災報知設備を設置しない共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置する。* 共同住宅用スプリンクラー設備を設置している住戸，共用室及び管

理人室（有効範囲内の部分）には，共同住宅用(住戸用)自動火災報知設備を設置しない。 |
| □　令第２９条の規定に基づき設置する。□　放水口は，３階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |
| □　令第２９条の２の規定に基づき設置する。□　１１階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |

７　消防用設備等の設置等

　二方向避難・開放型特定共同住宅等

|  |  |
| --- | --- |
| 通常用いられる消防用設備等 | 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置等 |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備　□　スプリンクラー設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備□　自動火災報知設備□　非常警報設備□　避難器具□　誘導灯及び誘導標識□　連結送水管□　非常コンセント設備 | □　消火器具を規則第６条の規定に基づき設置する。□　住宅用消火器を住戸，共用室，管理人室ごとに設置する。□　消火器具を共用部分及び倉庫，機械室等に設置する。□　住宅用消火器を設置する住戸，共用室，管理人室に面する部分には消火器具を設置しない。 |
| □　共同住宅用スプリンクラー設備を１１階以上に存する住戸，共用室及び管理人室に設置する。* 住戸，共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上

げを準不燃材料とし，かつ，共用室と共用室以外の部分を区画する壁に設けられる開口部に特定防火設備である防火戸を設けるため，共同住宅用スプリンクラー設備を設置しない。 |
| □　共同住宅用自動火災報知設備を設置する。□　地階を除く階数が（　　　　　　≦１０）□　住戸用自動火災報知設備を住戸等及び共用部分に設置する。□　住戸用自動火災報知設備を設置しない共用部分に共同住宅用非常警報設備を設置する。* 共同住宅用スプリンクラー設備を設置している住戸，共用室及び管

理人室（有効範囲内の部分に限る。）には，共同住宅用(住戸用)自動火災報知設備を設置しない。 |
| □　令第２９条の規定に基づき設置する。□　放水口は，３階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |
| □　令第２９条の２の規定に基づき設置する。□　１１階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |

７　消防用設備等の設置等

　その他の特定共同住宅等

|  |  |
| --- | --- |
| 通常用いられる消防用設備等 | 通常用いられる消防用設備等及び必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置等 |
| □　消火器具□　屋内消火栓設備　（１１階以上の階に設置されるものに限る。）□　スプリンクラー設備□　屋外消火栓設備□　動力消防ポンプ設備□　自動火災報知設備□　非常警報設備□　避難器具□　連結送水管□　非常コンセント設備 | □　消火器具を規則第６条の規定に基づき設置する。□　住宅用消火器を住戸，共用室，管理人室ごとに設置する。□　消火器具を共用部分及び倉庫，機械室等に設置する。□　住宅用消火器を設置する住戸，共用室，管理人室に面する部分には消火器具を設置しない。 |
| □　屋内消火栓設備を１０階以下の階に設置する。□　すべての住戸，共用室，管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階には，屋内消火栓設備を設置しない。 |
| * 共同住宅用スプリンクラー設備を１１階以上に存する住戸，共用室及

び管理人室に設置する。 |
| □　共同住宅用自動火災報知設備を設置する。□　共同住宅用スプリンクラー設備を設置している住戸，共用室及び管理人室（有効範囲内の部分に限る。）には，共同住宅用自動火災報知設備を設置しない。 |
| □　令第２９条の規定に基づき設置する。□　放水口は，３階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |
| □　令第２９条の２の規定に基づき設置する。□　１１階以上の階段室等ごとに３層以内で，かつ，歩行距離５０ｍ以下となるように設置する。 |